

新型コロナウイルスに関する情報(6月15日午前8時現在)

(新着情報)

●*NEW*6月20日より、カナダ国内線、またカナダを出発する航空機等の乗客に対するワクチン接種義務が停止されます。ただし、カナダに入国する際の接種条件は変更ありません。ワクチン接種を完了していない外国人の入国は、引き続き禁止されています。カナダ市民権者及び永住権者でワクチンを接種完了していない者がカナダへ帰国する場合には、入国前検査、入国時及び入国8日目の検査及び14日間の自己隔離が必要です。

●*NEW*アルバータ州にて、規制緩和のステップ3が開始されました。公共交通機関でのマスク着用と、感染者の隔離は義務ではなくなります。

◆新着情報は、文頭に*NEW* と表示しています。

1. カナダ政府

*NEW*6月20日より、カナダ国内線、またカナダを出発する航空機等の乗客に対するワクチン接種義務が停止されます。ただし、カナダに入国する際の接種条件は変更ありません。

○カナダ国内を出発する国内線、米国線、国際線の航空機、VIA 鉄道及びロッキー・マウンテン鉄道を利用する乗客は、ワクチン接種証明書を提示することなく、これらの交通機関を利用することが可能となります。

○カナダに入国する際の接種条件は変更ありません。ワクチン接種を完了していない外国人の入国は、引き続き禁止されています。カナダへの渡航が許可されている、ワクチン接種未完了の渡航者(カナダ国籍者、永住権保有者等)については、特に免除されない限り、引き続き、認められた種類の入国前の検査陰性証明書の提出、入国時及び入国8日目の検査及び14日間の自己隔離が必要です。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2022/06/suspension-of-the-mandatory-vaccination-requirement-for-domestic-travellers-and-federally-regulated-transportation-workers.html>

●現在、以下の者がカナダに入国可能です。

○カナダ国籍者、カナダ永住権保持者は、ワクチン接種の有無に関係なく入国可能です。

○ワクチン接種を完了した外国人は、不要不急の入国が可能です。

○ワーキングホリデーについても、ワクチン接種が完了している場合は、雇用オファーがなくても入国が可能です。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/exemptions>

●カナダ入国に際し必要な措置の詳細については、以下リンクをご参照ください。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/awareness-resources/entering-canada-covid-19.html>

○カナダに入国する者は全員、ArriveCAN の事前入力が必要です。

カナダに向かう航空機への搭乗前、または陸路の場合は入国前に ArriveCAN (アプリまたはウェブサイトを利用) に必要事項を入力し、入国時にレシートを提示することが義務化されています。必要事項は、(1) 渡航及び連絡先に係る情報、(2) 自主隔離プラン、(3) 症状に係る自己診断です。これを怠った場合、最高 1,000 カナダドルの罰金が科せられることがあります。

ワクチン接種に関する情報を提供することも必要です。接種の日付や種類等の入力と、接種証明書の写真または PDF ファイルのアップロードが必要となります。

ワクチン接種が完了していない者は、ArriveCAN 利用あるいは電話 1-833-641-0343 で、カナダ入国後 48 時間以内に、(1) 申告した住所ないし隔離場所に到着したこと、(2) 隔離期間中、毎日健康状態等のオンラインでの申告が必要です。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/arrivecan.html#a8>

○ワクチン接種完了した者については、入国前の検査証明、到着後の隔離、到着時・8日目の検査は不要です。

○ワクチン接種完了していないが入国を許可される者(カナダ国籍者、永住権保持者等)については、陰性証明書の提出、到着時・8日目の検査と、到着後14日間の隔離が必要です。陰性証明書は、カナダ行きの航空機に搭乗する前72時間以内に受けたPCR検査、またはカナダ行きの航空機に搭乗する前日以降に受けた抗原検査が有効です。また、新型コロナウイルス感染後、感染力がなくなった後も、検査で陽性反応が出続けてしまうことがあります。その場合は、到着前10日から180日間の陽性証明書を提示する必要があります。

○ワクチン接種完了とみなされるためには、カナダ政府により渡航の目的で承認されたワクチン(ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、ヤンセンファーマ、シノファーム、シノバック、ノババックス、Covaxin、Medicago Covifenz)を規定の回数(ヤンセンファーマ

マは1回、それ以外は2回、違う種類の混合も含む)接種後、14日以上経過していることが必要です。例えば、7月1日に最後の接種を受けた場合は、7月15日より接種が完了しているとみなされます。接種は、どの国で受けたものでも構いませんが、英語かフランス語の接種証明書、または接種証明書の英語かフランス語への certified translation が必要です。なお、入国時に症状がある場合や、入国審査時に政府職員によって隔離免除とならないと判定された場合に備え、自己隔離計画は必要です。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada#determine-fully>

●カナダ政府によるワクチンについての詳細情報は以下ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/vaccines.html>

2. アルバータ州政府

***NEW*6月14日午後11時59分より、規制緩和のステップ3が開始されました。**

○公共交通機関でのマスクの着用義務は廃止。

○症状のある者、検査陽性者の隔離は推奨されますが、義務ではない。

○医療施設や、高齢者施設等での規制はそれぞれの機関の方針により継続されます。

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=83071B896298F-E65E-B3B8-D14840FE40EFD1F>

●以下の者が PCR 検査の対象となっています。

<https://www.alberta.ca/covid-19-testing-in-alberta.aspx>

○症状のある2歳未満の子供。

○症状があり、Paxlovid または Remdesivir 投与の対象となる可能性のある患者。

○長期療養施設・急性期医療施設のスタッフと同居していて症状のある者。

○症状のある妊婦。

○遠隔地に居住または勤務する症状のある者。

○海外から帰ってきた後14日以内に症状の出た者。

○医療施設、長期療養施設、シェルター、矯正施設等リスクの高い施設で働いているスタッフ。

※Paxlovid、Remdesivir の投与対象の詳細は以下

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17753.aspx>

○PCR 検査が必要かどうかのセルフアセスメントは以下のサイトから。

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17058.aspx>

○抗原検査キットが無料で配布されています(在庫の有無をあらかじめ以下のサイトで確認してください)。抗原検査キットの結果により、とるべき対処法については以下サイトに説明されています。

<https://www.alberta.ca/rapid-testing-at-home.aspx#testresults>

●症状がある者、検査陽性の者、濃厚接触者の自己隔離は義務ではありませんが、以下が推奨されています。

<https://www.alberta.ca/isolation.aspx>

〈症状がある者〉

○ワクチン接種済みの者は、5日間または症状が回復するまでのどちらか長い期間自己隔離。さらに、自己隔離が終了してから5日間は外出時はマスク着用。

○ワクチン接種を完了していない者は、10日間または症状が回復するまでのどちらか長い期間自己隔離。

○検査結果が陰性であっても、症状が回復するまでは自宅待機。

〈検査陽性の者〉

○ワクチン接種済みの者は、症状が出た日から5日間の自己隔離または症状が回復するまでのどちらか長い期間自己隔離。さらに、自己隔離が終了してから5日間は外出時はマスク着用。

○ワクチン接種を完了していない者は、症状が出た日から10日間の自己隔離または症状が回復するまでのどちらか長い期間自己隔離。

〈濃厚接触者〉

○感染者と同居していて、ワクチン接種を完了していない者は、10日間自宅待機。症状が出たらすぐ検査を受ける。

○感染者と同居していない濃厚接触者は、高齢者施設や、混雑している場所などリスクの高い場所へ行くことを避ける。症状が出たらすぐ自己隔離し、検査を受ける。

●新型コロナウイルス検査の結果を知るためのオンラインポータルサイト(My Health Record)があります。

<https://myhealth.alberta.ca/myhealthrecords>

●ワクチンに関する情報は以下です。オンライン、811、参加薬局、参加医療機関にて予約できます。

<https://www.alberta.ca/covid19-vaccine.aspx>

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17295.aspx>

A. 3回目、4回目の接種

○12歳以上の全ての住民は3回目の接種をすることができます。2回目の接種から5か月以上経過している必要があります。ファイザー社またはモデルナ社のワクチン（12歳から29歳までの住民はファイザー社ワクチン推奨）となります。

○5歳から11歳の、免疫力の低下している住人は3回目の接種が可能です。2回目の接種から8週間以上経過していることが必要です。

○全ての70歳以上の住民と、12歳以上の免疫力の低下している住民は4回目の接種が可能です。3回目の接種から5か月以上経過していることが必要です。

○海外渡航に必要な者は2回目の接種後4週間後以降に追加接種を受けることができます。

B. 1回目、2回目の接種

○5歳以上の住民が対象です。

○1回目と2回目の接種間隔は8週間必要です。

○小児は、インフルエンザワクチンとの接種間隔は14日以上空けることが推奨されています。

○1回目の接種がアストラゼネカ社ワクチンであった場合、2回目はmRNA ワクチン（ファイザーまたはモデルナ）または Novavax ワクチン接種を予約できます。アストラゼネカ社のワクチンは現在供給されていません。Novavax ワクチンの場合は811、mRNA ワクチンの場合は AHS オンライン、811、参加薬局から予約できます。

○アルバータ州外で接種を受けたアルバータ州住民は、以下のリンクより情報を入力し、接種記録をアップデートすることができます。My Health Record のアカウントで表示されるまでには2、3週間かかることがあります。

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17351.aspx>

ヘルプデスク

<https://www.alberta.ca/covid-records-helpdesk.aspx>

●新型コロナウイルスに関するアルバータ州での相談先は、ヘルスリンク(811※日本語対応あり)。

●コミュニティーにおける情報サービス(211)、Mental Health Helpline(1-877-303-2642)やAddiction Helpline(1-866-332-2322)等様々な電話によるサポートがあります。下記リンクやアルバータ州政府サイト”Get help”セクション参照。

<https://www.albertahealthservices.ca/amh/Page16759.aspx>

アルバータ州政府

<https://www.alberta.ca/coronavirus-info-for-albertans.aspx#p22780s6>

3. マニトバ州政府

●検査陽性者、症状のある者の隔離は義務ではありませんが、以下が推奨されています。

○症状がある者は、5日間経過、かつ解熱し、症状が改善してから24時間経過するまで隔離。

○検査陽性と判明した者は5日間の隔離。

○10日間はマスクを着用し、リスクの高い施設への不要不急の訪問及び重症リスクの高い個人との不要不急の接触を回避。

<https://manitoba.ca/covid19/info-for-mbs.html>

●ワクチンについての情報は以下のとおりです。

<https://protectmb.ca/>

○5歳以上の住民が接種対象です。

○予約方法:オンラインまたは電話 1-844-626-8222

<https://patient.petalmc.com/login?groupId=6032&locale=en>

○1回目と2回目の接種の間隔は最短で28日間ですが、56日後(8週間)が推奨されています。

○18歳以上の住民は3回目の接種の対象になります。また、12歳から17歳の間で、リスクの高い住民も3回目の接種対象です。2回目の接種から4か月後以降に接種可能です。

○高齢者施設の住民、中等度から重度の免疫力の低下した住民は4回目のワクチン接種が可能です。3回目の接種から4か月後以降に可能です。

<https://manitoba.ca/covid19/vaccine/eligibility-criteria.html>

●検査についての情報は以下リンク参照。

<https://manitoba.ca/covid19/updates/testing.html>

●新型コロナウイルスに関するマニトバ州での相談先は、Health Links-Info Sante (204-788-8200、もしくは 1-888-315-9257) です。

マニトバ州政府

<https://www.gov.mb.ca/covid19/index.html>

4. サスカチュワン州政府

●検査陽性者の隔離は義務ではありませんが、検査日から5日後、または、解熱剤なしに熱が下がってから24時間が経過しており且つその他の症状が治ってから少なくとも48時間経過後のどちらか遅い方までの自己隔離を行うことが推奨されています。

<https://www.saskatchewan.ca/covid19-measures>

●検査についての情報は以下です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/testing-information/where>

●無料の迅速抗原検査 (Rapid Antigen Test) に関する情報。

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/testing-information/rapid-testing>

●ワクチン情報は以下参照

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/covid-19-vaccine/vaccine-booking#check-your-eligibility>

○5歳以上の全ての住民が、1回目と2回目のワクチン接種対象となっています。

1回目と2回目の接種の間隔は28日以上です。

○12歳以上の住民は3回目の接種が可能です。

○50歳以上の住民と、18歳以上の集団居住施設居住者は4回目の接種が可能です。3回目の接種から4か月後以降に可能です。

○参加薬局またはポップアップクリニックでの接種が可能です。オンライン、電話 1-833-727-5829 での予約も可能です。

●新型コロナウイルスに関して、医療に関する相談はヘルスライン(811)、医療に関係しない一般的な質問はトール・フリー・ライン(1-855-559-5502)、COVID-19 public inquiry email は COVID19@health.gov.sk.ca です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/april/02/covid-19-information-tools>

サスカチュワン州

https://www.saskatchewan.ca/COVID19#utm_campaign=q2_2015&utm_medium=short&utm_source=%2FCOVID19

5. 北西準州政府

●北西準州に入る際の規制はありません。

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/services/covid-19>

●自宅での迅速抗原検査、症状がある場合の検査へのアクセス等の情報については、以下リンクを参照してください。

<https://www.nthssa.ca/en/covid-testing>

●ワクチンについての情報は以下参照

<https://www.nthssa.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19-updates/covid-vaccine>

○5歳以上の住民は全て接種対象です。オンラインまたは電話で予約できます。

○18歳以上の住民、免疫力の低下した5歳以上の住民は3回目の接種が可能です。2回目の接種から6ヶ月以上経過している必要があります。

○50歳以上の住民、免疫力の低下した12歳以上の住民は4回目の接種が可能です。3回目の接種から6ヶ月以上経過している必要があります。

COVID サポートライン(811)では、検査や医療施設に関する情報等が得られます。その他の新型コロナウイルス関連の地域別連絡先

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/hospitals-and-health-centres>

北西準州政府

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19>

6. ヌナフト準州政府

- ワクチン情報は以下をご参照ください。

<https://www.gov.nu.ca/health/information/covid-19-vaccination>

ヌナフト準州政府

<https://www.gov.nu.ca/health>

7. 日本へ入国される方へ

●6月1日より、カナダからの入国者及び帰国者(日本人及び外国人)は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の有無にかかわらず、日本入国時の到着空港における検査は免除され、また、自宅等での待機も不要となっています。

●ワクチン接種の有無を問わず、カナダ出発前 72 時間以内の PCR 検査陰性証明書の取得及び携行、指定アプリのダウンロード、質問票への回答及び QR コードの取得は、従来どおり要請されます。

●日本への入国・帰国に際し、ファストトラック(アプリ上で入国時の検疫手続きの一部を事前登録)が、成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港で実施されています。具体的には、日本への渡航者は、指定のアプリ MySOS 上で、質問票、誓約書、ワクチン接種証明書、検査証明書を事前に登録することで、入国時の一部検疫手続きを簡素化することができます。

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

※概要は以下のサイトを参照してください。

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

厚生労働省 Q&A(6月10日現在)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000945020.pdf>

- 日本入国の際の手続きについて、詳細は当館ウェブサイトを御覧ください。(6月1日更新)。

https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00516.html

8. 日本の参考ウェブサイト

外務省海外安全 HP:

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

在カルガリー日本国総領事館

電話(403)294-0782

メールアドレス: consular@cl.mofa.go.jp

HP: https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国(州)へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>